検査マニュアル廃止後の金融モニタリング

コンプライアンス・リスク管理

一体のリスク管理を経営陣主導でビジネスと

後の金融モニタリングの肝となる基本方針のポイントを解説する。 モデル・経営戦略・企業文化と一体的にとらえることを志向するものである。本稿では、今 アンス・リスク管理について、従来の形式的・事後的・部分的な対応から脱し、ビジネス と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」を公表した。金融機関のコンプライ 金融庁は20-8年10月に「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方

基本方針策定の経緯

ェックに終始し、表面的な再発点目は、形式的な法令違反のチベるような傾向が見られた。一べるような傾向が見られた。一つがある。

部門中心の局所的・部分的な対での対応の積み重ね、いわゆる 「コンプラ疲れ」を招いていた。 「コンプラ疲れ」を招いていた。 対する事後的な対応に集中して 対する事後的な対応に集中して 対する事後的な対応に集中して

応にとどまっていたことである。応にとどまっていたことである。また、かつての当局検査における法令違反の有無の形式的な確認や、個別事案の部分的な事項の事後検証が、こうした金融機の事後検証がということも懸念される

コスク分析総括課リスク分析総括課 金融証券検査官(弁護士)金融証券検査官(弁護士)

し、企業の信頼を大きく毀損するらに、金融機関を巡る環境を出った。また、金融性は否定できない。また、金融性は否定できない。また、金融性は否定できない。また、金融がある場所ではないがいる。

いる。

とは予定していない。 監督においても、基本方針の個 々の論点を形式的に適用するこ ト形式は採っておらず、検査・ いるか」といったチェックリス いるか」や「一な態勢となって 査マニュアルのような「~して たものである。また、従来の検 向けた、基本的な考え方を示し 関および当局のより良い実務に まえ、「コンプライアンス・リ 融庁ではこうした基本認識を踏 とが重要となる。昨年10月、金 スク管理の高度化を志向するこ となったコンプライアンス・リ ル・経営戦略・企業文化と一体 的な対応を脱し、ビジネスモデ おいて、形式的・事後的・部分 とりまく環境を踏まえると、コ ス・リスク管理における金融機 スク管理基本方針」を公表した。 ンプライアンス・リスク管理に このような課題や金融機関を 基本方針は、コンプライアン

また、基本方針では、「コンプライアンス・リスク」や「コンプライアンス・リスク」や「コンプライアンス・リスク管理」ンプライアンス・リスク管理」ル・経営戦略を踏まえ、何が自ル・経営戦略を踏まえ、何が自れたとってのリスクにつながるかを検討していただきたい」という思いがある。すでに対応している金融機関も存在すると考えられるが、ぜひ、検討を進めていただきたい。

位置付けを経営の根幹としての

基本方針においては、どのライアンス・リスク管理の高度ライアンス・リスク管理の高度を陣が、ビジネスモデル・経営管陣が、ビジネスモデル・経営を、最も重要なポイントは、経営性が、ビジネスモデル・経営を表裏一体であると認識し、ンスを表裏一体であると認識し、コンプライアンスを表裏一体であると認識し、コンプライアンスを表裏一体であるということである。別の言い方をすれば、どの

クが生じうるかを幅広く検討し クが生じうるかを幅広く検討し つつ、ビジネスモデル・経営戦 つつ、ビジネスモデル・経営戦 っことである。基本方針では、 このような経営陣の姿勢を 「tone at the top」と表現して いるが、これは後述する企業文 化にも大きな影響を与えると考 えられる。

中間管理者だ。中間管理者には、 な中間管理者の姿勢や役割を れる。基本方針では、このよう でそれを体現することが期待さ 体的に理解し、日々の業務の中 署や支店等の業務に合わせて具 経営陣が示した姿勢を自らの部 そこで重要な役割を果たすのが に描いた餅」となってしまう。 の姿勢や考え方が業務を執行す に取り組んでいたとしても、そ る役職員に浸透しなければ「絵 コンプライアンス・リスク管理 いては、経営陣が優れた姿勢で tone in the middle」と表現 次に、内部統制の仕組みにつ

している。

また、過去の不祥事件や不適切な行為に関する事案等の分析切な行為に関する事案等の分析は何らかの不適切なインセンティブが働いているケースが多く見受けられる。そこで、経営陣見受けられる。そこで、経営陣見受けられる。そこで、経営陣見受けられる。そこで、経営陣見受けられる。そこで、経営陣見受けられる。そこで、経営陣見受けられる。そこで、経営陣見受けられる。そこで、経営陣力ライアンス・リスク管理に関プライアンス・リスク管理に関する経営陣や中間管理者の姿勢する経営陣や中間管理者の姿勢

であり、経営陣や中間管理者の姿勢、内部統制の仕組み全体に通じる内部統制の仕組み全体に通じる屋台骨となるのが「企業文化」であり、経営陣による経営方針であり、経営陣による経営方針を踏まえたあるべき価値観・理を踏まえたあるべき価値観・理を踏まえたあるべき価値観・理を踏まえたあるべき価値観・理を踏まれている。例えば、厳しい収益環境のもとで事業部門にプレッシャーのかかりやすい企業が効率化や人員削減を進める中で顧客保護の観点から必要な

手続きの履行を怠ってしまいがちな企業文化が醸成されていないか、役務収益の強化を進める中で顧客本位ではないサービスの提供の仕方がまん延していないか、究極的には「赤信号みんなで渡れば怖くない」といった事態が生じていないかといったことを各金融機関で見つめ直し、どのような企業文化が形成されているのかを考えることが重要となろう。

最後にガバナンス態勢についてであるが、経営陣の姿勢、内であるが、経営陣の姿勢、内であるが、経営陣の姿勢、内に認識することや、社内の観的に認識することや、社内の観的に認識することが重要性とともに、社することの重要性とともに、社外和締役を含む取締役会、監査役(会)、監査等を中心に、経営陣への委員会等を中心に、経営陣への委制機能が働く適切なガバナンス態勢を構築することが重要である。ここで注意すべきことは社外役員の人数や比率、役員の社外役員の人数や比率、役員の

った議論にとどまるのではなくった議論にとどまるのではなくった議論にとどまるのではなく

どうすべきかりスク管理の枠組みを

あって、各部門の役割を定型的、 線」はあくまで一つのモデルで について言及している。ただし、 理するための態勢整備の必要性 ライアンス・リスクを適切に管 ということである。 織の実情等を十分に踏まえ、総 形式的に考えるのではなく、組 注意すべきは、「三つの防衛 した、いわゆる「三つの防衛 理部門、内部監査部門を前提と う態勢を検討することが重要だ 合的に、適切にリスク管理を行 線」の考え方を踏まえ、コンプ 基本方針では、事業部門、 管

クの発生源であり、リスク管理み出す事業活動に起因するリスみ出す事業活動に起因するリス

理している。

理している。

理している。

である。そこで、事業部門の役職員自身が、コンプライアンス

主体的、自律的な意識のもとでまさに自分自身であるといった

まさに自分自身が、コンプライアンス

の第一義的な責任を有する部門

理する部門である。そこで基本 ら牽制、支援するとともに、 確保する必要があるとしている。 質の両面において十分な人材を ともに、独立性を担保し、量・ 十分な権限・地位を付与すると 経営陣は、管理部門の役職員に の知見を併せ持つ必要があり、 クと、リスク管理に関する双方 事業部門の業務や潜在するリス 方針では、管理部門の役職員は スクを全社的に見て統合的に管 のリスク管理を独立した立場か 次に、管理部門は、事業部門 また、内部監査部門は、事業 1]

ば経営陣に指摘し是正を求めた 監查役(会)、監查等委員会、 る。かかる役割を果たすために る内部監査を実施する必要があ 選定し、監査の結果不備があれ スメントを踏まえて監査項目を スモデルに基づくリスク・アセ うな課題を前提として、ビジネ どまる傾向がみられた。このよ や規程等への準拠性の検証にと であり、また事務不備等の検証 リスク・アセスメントが不十分 その役割が限定的にとらえられ や後押しの不足等の理由から、 部監査については経営陣の理解 検証する役割がある。従来、内 保することが重要であり、さら は、内部監査部門についても量 など、経営陣への規律付けとな に内部監査部門が社外取締役、 質の両面から十分な人材を確 助言・提言を行ったりする

さらに、金融機関の形態や規

リスク管理に関する管理態勢をた立場で、コンプライアンス・部門および管理部門から独立し

監査委員会、外部監査等との間

で適切に連携することも重要と

重要性についても言及している。重要性についても言及している。グライアンス・リスク管理の構築・運用、た実効的な統制、情報通信技術た実効的な統制、情報通信技術た実対的な統制、情報通信技術を活用した効果的・効率的な対している。グ

実効的に機能させるリスクベース・アプローチを

等を踏まえたうえで、自らのビ

ジネスにおいて、利用者保護や

従来型のルールベースまたは だ来型のルールベースまたは のもとでは、①リスクベースの のもとでは、①リスクベースの 発想が弱く、実効性・効率性を 十分に考慮しないまま、過大な 負担を生じる管理態勢が構築され、経営上の重要課題に十分な 経営資源を割くことができない、 経営資源を割くことができない、 経営資源を割くことができない、 の対応に集中しがちとなり、将 来にいかなるリスクが生じうる かを考え、それを未然に防止す る視点が弱い、③新たなリスク への対応という視点が弱く、動

つ目のプロセスは、「リスク

リスクベース・アプローチの

きの激しい金融の世界では、法令・制度が必ずしも十分に整備令・制度が必ずしも十分に整備されていない新たな領域等からされていない新たな領域等からされが管理の対象から抜け落ちるといった点が課題となる。このような課題を乗り越えるための手法として、リスクベース・アプローチ、すなわち費用ス・アプローチ、すなわち費用ス・アプローチ、すなわち費用

市場の公正・透明に重大な影響 を及ぼし、金融機関の信頼を毀 担のリスクの発生を防止するこ とに重点を置いたリスク管理の をに重点を置いたリスク

域を洗い出すことになる。このの特定・評価し、重大なリスクの所在や態勢整備が急務な領クの所在や態勢整備が急務な領クの所在や態のを開放がである。このプ

点、経営陣には、法令等の遵守にとどまらず、金融機関の事業が社会・経済全体に悪影響を及が社会・経済全体に悪影響を及ばすことにならないか、利用者保護等に反しないかといった、より本質的な観点からリスクを洞察する姿勢が求められる。また、前述のとおり、事業部門は、収益を生み出す事業活動に起因するリスクの発生源であることから、リスクの発生源であることから、リスクの発生源であることから、リスクの発生源であることから、リスクの発生源であることから、リスクの発生源であることから、リスクの発生源であることから、リスクの発生源であること

実行するプロセスである。
に具体的な行動計画を策定し、
に関する態勢整備等、個別領域
に関する態勢整備等、個別領域
に関するがの以入りを低減・制御するため
こつ目のプロセスは「リスク

スを実行に移す必要があるといスクベース・アプローチを実効的と機能させるためには、単にリに機能させるためには、単にリに機能させるだめには、単にリーででは、経営陣が主導してプロセンを、経営陣が主導してプローチを実効的

うことである。

進め方と監督の基本的な

基本方針では、今後の当局にとる検査・監督の基本的なスタンスや心構えについても整理している。一言で表現するならば、重要な問題に焦点を当てたリスクベースのモニタリングを徹底クベースのモニタリングを徹底クベースのモニタリングを徹底がるということになるが、そのプロセスを大きく四つに分けて

まず、一つ目が「多様で幅広い情報収集」である。情報収集 は、金融機関に関する公表資料や当 会に提出された資料等から実施 方るが、それだけではない。報 道や当局に寄せられた金融機関 に関する苦情・相談等の幅広い に関する苦情・相談等の幅広い に関する苦情・相談等の幅広い に関する苦情・相談等の幅広い に関する苦情・相談等の幅広い に関する苦情・相談等の幅広い 特集

二つ目は「モニタリング課題の設定」である。収集した情報をもとに、利用者保護、市場の公正・透明、金融システムや金公正・透明、金融やフを分析し、社ニタリング課題の設定を行う。また、当局による検証や問題意また、当局による検証や問題意また、当局による検証や問題意識を踏まえて、金融機関と対話・議論を行い、互いのリスク認識の共有・深化を図ることが想定されている。

三つ目は「モニタリング方針の策定・実施」である。まず、前提となる金融機関の業務・実務を理解し、かかる実態把握を踏まえ、次に行うのが対象金融機関や問題の範囲、具体的なモニタリングを行う際には、一定の仮説を立てることになるが、その仮説の押し付けを防止するため必要に応じて方針の見直しを行う。このようなプロセスを経たうえで実施するモニタリングが

るように努める。
・議論を行い、検証結果に対す

四つ目は「問題意識の発信」である。すなわち、モニタリンである。すなわち、モニタリングを通じて得られた有益な気付きや問題意識について、モニタリング対象となった金融機関に個別にフィードバックするとともに、各種レポートや意見交換もに、各種レポートや意見交換もに、各種レポートや意見交換を、人の機会を通じて対外的に発

金融機関への期待

基本方針を踏まえ、金融庁では、コンプライアンス・リスクは、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を現在行っているところであり、今後、実態把握を通じて得られた事例をプラクティス、そこから抽出やプラクティス、そこから抽出される共通課題等を取りまとめ、フィードバックすることを予定している。また、実態把握や共している。また、実態把握や共している。また、実態把握や共している。また、実態把握や共している。また、実態にありません。

基本方針は、本文が17頁という非常にコンパクトな内容であり、コンプライアンス部門おより、コンプライアンス部門およびリスク管理部門や内部監査部門の方る管理部門や内部監査部門の方々だけでなく、経営陣、社外役長、事業部門の役職員においても短時間で読んでいただける内容になっている。

また、本稿で述べたような経営陣、社外役員、事業部門の役営陣、社外役員、事業部門の役営車において果たすべき役割 ク管理において果たすべき役割 に鑑みると、若干の語弊はある かもしれないが、まさにこれらの方々にこそ基本方針の内容を 理解し、実践していただきたいところでもある。

理は経営の問題であるという認コンプライアンス・リスク管

われていくことが期待される。管理の検討あるいは取組みが行的なコンプライアンス・リスク的なコンプライアンス・リスクがないがでいる。

織の見解を示すものではない) らの個人的見解であり、所属する組(本稿において意見に係る部分は筆者

かねだ かずや 99年大蔵省入省。財務省理財局総務課課長補佐、証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課視委員会事務局市場分析審査課視委員会を経て、18年7月から現職。

0三 序奏 ご発表 ことかやまとおる

10年弁護士登録、長島・大野・市入庁。金融庁検査局総務課がドンス高度化企画チーム金融がオンス高度化企画チーム金融ががナンス高度化企画チーム金融が対象検査官を経て、18年7月から現識。